

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について

令和5年4月1日より、健康保険法の診療報酬算定に基づき、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算1～3」を算定いたします。

この加算は「オンライン資格確認を導入している医療機関の外来において、初診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するもの」として位置づけられております。

当院では以下の体制を有しています。

- ①オンライン資格確認を行う体制を有している。
- ②薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。

医療情報・システム基盤体制充実加算	区分	マイナ保険証	情報の同意	診療情報の提供	診療点数
(初診：医療情報・システム基盤整備加算1)	初診	利用しない	—	なし	6点
		利用する	なし	なし	6点
利用する		あり	なし/あり	2点	
利用する		なし	あり	2点	
利用しない		—	あり	2点	
(再診：医療情報・システム基盤整備加算3)	再診	利用しない	—	なし	2点
	利用する	なし	なし	2点	

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局は以下で検索できます。

厚労省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html